

アジアにおける経済特別区域（SEZ）開発戦略及びスキームの比較

COMPARATIVE STUDY ON DEVELOPMENT STRATEGIES AND SCHEMES OF SPECIAL ECONOMIC ZONES IN ASIA

村上 望*

Nozomi MURAKAMI

In recent years, a number of Special Economic Zones (SEZs) have been designated in Asia as part of globalization of economic activities. Nevertheless, their development types, policies, objectives, and schemes vary from country to country and have not always succeeded in attracting advanced technologies and foreign direct investments (FDI). Although designated as SEZs, many have not yet been carried out as actual development projects. This article therefore highlights and compares the characteristics of SEZs across the three Asian countries – China, the Philippines, and Vietnam – in the following four aspects: (1) SEZ concepts and policies; (2) infrastructure development in SEZs; (3) present and future development strategies; and (4) policy shifts responding to dynamic changes in foreign investment attraction and trade business climates. Then, the study discusses the changes in SEZ – related policies before and after joining World Trade Organization (WTO) and in terms of sustainable development/management approaches, in order to suggest SEZ’s development visions and policies for the coming years.

Keywords : *special economic zone, free trade zone, export processing zone, regional development, industrial development, industrial park, investment climat*

1. はじめに

1970 年代以降、アジアでは自国に先進国の技術導入や外国資本を誘致するべく、税の優遇措置や規制緩和、優先的なインフラ整備等を有する経済特別区（経済特区、Special Economic Zone [SEZ]）を指定して開発を進め、経済・産業発展のための手段としてきた。近年、経済活動のグローバル化が進む中でその数は増えており、中でも、中国並びに東南アジア諸国は巨大な経済特区を数多く有している。また、そこに立地する日系工場や日系現地法人、子会社、裾野産業等は、日本の製造業のサプライチェーンの中で重要な役割を担っており、産業構造上不可欠な存在となっている。

しかし、経済特区といってもその種類や制度、目的、開発手法は国により様々で、必ずしも先進技術の導入や外国資本の誘致に結び付いていないところも多い。特に発展途上国においては、経済特区に指定したものの、実際に開発が進まない事例が多く存在している。近年、東南アジアではインドネシアやカンボジア、ラオス、ミャンマー等が新たに経済特区の制度整備や新規開発を進めており、日本企業の新たな投資先として注目を集めているところである。

2. アジアにおける経済特区の多様性

国際労働機関（ILO）の報告書によると、現在世界に存在

する経済特区（輸出加工区、自由貿易区等を含む）を合わせると 130 カ国 3,500 カ所に上り、6,600 万人以上の雇用が生まれている。アジア及び大洋州には 914 カ所が存在するが、世界の経済特区が生み出す雇用の 9 割以上を占めており、アジアでは重要な産業開発の手段となっている¹⁾。

一方で、一口に経済特区と言っても国や自治体がそれぞれ持つ戦略に基づいてさまざまな名称で設立されている。アジアにおける主要な各特区制度の概要をまとめると、表 1 のようになる。

名称は各国さまざまであるが、目的としては主に外資誘致による産業育成や輸出促進 / 拡大、雇用創出、都市・地域開発、先進技術の導入が挙げられる。

表 1 アジア各国に置ける経済特区の名称

国名	経済特区名称
中国	経済特区、経済技術開発区、沿岸経済開発区、保税區、輸出加工区
フィリピン	特別経済区
ベトナム	奨励投資地域、特別奨励投資地域、経済区、ハイテクパーク、輸出加工区、工業団地
マレーシア	自由地域、国際金融地区、奨励地区
インドネシア	経済統合開発地域、保税地区、自由貿易地域、特別経済区域
タイ	自由地域、投資開発区
韓国	外国人投資地域、経済自由地域、企業都市、済州島開発区
台湾	自由貿易港、国際空港パーク、輸出加工区、サイエンスパーク

出典：「アジアにおける特区制度」²⁾ より抜粋

* コンサルタント海外事業本部 開発事業部 開発計画部

3. 本稿の目的と調査方法

本稿の目的は、これまで経済特区開発を進めてきたアジアの国の開発制度を比較することで、現在の経済特区開発の潮流をつかむとともに、成功要因を考察し、特に今後開発が進むアジアの発展途上国での経済特区開発方法における示唆を得ることである。

調査方法は、アジアで長年に渡り経済特区開発を行ってきた3カ国を調査対象国として選定し、それぞれについて経済特区の概要、区域内インフラ整備の状況、現状と今後の開発の方向、の3つの視座で既存文献調査により情報収集をし、整理した。また、外資誘致や貿易政策の変化に伴って、経済特区における政策上の大きな転換があれば、合わせて確認した。

調査対象は、アジアの国でこれまで政策的に経済特区を外資誘致や産業開発の手段としてきた国のうち、対照的な開発経緯を持つ中国、ベトナム、フィリピンの3カ国とした。

4. 中華人民共和国の経済特区

(1) 経済特区の概要

1) 経済特別区

中国の経済特区は1978年に中共11期3中総が決議した改革・開放政策の一環として設置された。経済特区の設立は1979年に国務院が広東省深セン市に「輸出商品生産基地」の建設を決定したことから始まり、1980年に「広東省経済特区条例」の承認後、中国国内に深セン、珠海、汕頭に経済特区を設置した（表－2）。その後1981年に廈門、1988年に海南にもそれぞれ設立され、現在中国にはこの5つの経済特区があり税制及び行政審査認可権限の面で特に優遇されている³⁾。

中国の経済特区の特徴は、それぞれが相対的に独立した行政区域であり、海南島は1つの省、その他の特区は1つの市が単位となっている。工業を柱に貿易を組み合わせて発展する外向型総合経済となっており、管理範囲内で輸入される生活消費財及び物資の多くは関税を減免される。経済特区における法規は、社会主義体制下の対外開放の拠点として特殊な経済状況を調整し、体制改革を促進する重要な手段となっており、中国の法制度体系において重要な役割を担ってきている。

2) 経済技術開発区

1984年初頭、鄧小平の経済特区視察を契機に、沿岸港湾都市の対外開放が決定され、14の沿海都市を中心に経済

特区に準ずる経済的自主権を有する「経済技術開発区」が一定の区画を設け指定された⁴⁾。これらは主に沿海地区に分布し、現在までに132の経済技術開発区が設立されている⁵⁾。また特区・開発区の周辺地域を広く包括する「経済開放区」も指定され、先進的な工業・製造業及びハイテクプロジェクトを優先的に発展させることを主な目的としている。このように、対外開放の第一の窓口として、他の地域に先んじた経済発展の成就を期待されていた経済特区を起点とし、経済技術開発区、沿岸経済開放区、内地という構図で、中国国内全体へ経済効果を波及させるように設計されていた。

3) 海外における中国の経済貿易協力区

中国は、2001年のWTO加盟に伴う大幅な輸入関税引き下げと非関税障壁の撤廃の段階的实施により、国内の産業が世界競争に晒されていく中で、特に自動車や機械産業等の産業構造を再構築していく必要に迫られてきた⁶⁾。その対応策の一つとして、外国とのパートナーシップのもと海外での経済特区開発に力を注ぎ、経済貿易協力区の開発を急いでいる。

中国が海外から協力を得て開発した工業団地として、1990年代にJICAが港湾や周辺インフラの開発支援をした青島経済開発区、1993年にシンガポールと共同で開発した蘇州工業団地がある。これらの経験をもとに中国が海外で工業団地を開発すべく、中国政府は2006年第11次5カ年計画にて、海外に50の経済貿易協力区を設立すると発表した。2006年と2007年に国内で入札をかけ、120社以上の中国企業からの応募提案のうち、19カ所をパイロットプロジェクトとして選定した⁷⁾。2007年時点までに、アジア6カ所、中東1カ所、アフリカ7カ所、ロシア3カ所、中南米2カ所が入札を終え開発が開始されている⁸⁾。

中国政府は、経済貿易協力区の設立目的として、1) 中国製機械の海外での需要増加、2) 欧米向けの中国製品に課せられる輸出規制を含めた貿易摩擦や障壁の回避、3) 中国国内でのバリュー・チェーンの再構築、4) 中小企業のグループ化による海外投資における規模の経済の向上、5) 中国への利益還元並びに現地国への裨益、の5項目を掲げている⁸⁾。

(2) 経済特区域内のインフラ整備

中国において経済特区は、限定的な対外開放を通して外国資本の導入や先進技術を吸収するだけでなく、同時に社会主義的現代化を推進するための「改革」の総合的な実験場として位置づけられてきた。例えば、経済特区の導入に伴って、輸出加工区や自由貿易区を初めて設置したが、他国の輸出加工区は、一般的に製造業に限られているのに対し、中国は「工業、農業、牧畜業、養殖業、観光業、住宅・建設業、ハイテク研究製造業」など広範囲に認めている。さらに、もとも相対的に独立した行政区域を単位に指定していることから、中国の経済特区におけるインフラ開発は、工業団地というよりも国の対外開放政策に則った広域的な都市・地域開発として位置づけられるといえる。

表－2 中国の経済特区開発経緯

年号	内容
1978	中共11期3中総が改革・開放政策を決議
1979	深セン市に「輸出商品生産基地」の建設を決定
1980	広東省経済特区条例の承認後、中国国内に深セン、珠海、汕頭経済特区の設置
1981	廈門経済特区の設置
1988	海南経済特区の設置

(3) 現状と今後の開発の方向性

最初に指定された 3 つの経済特区の人口は、表 3 の通り現在まで大幅に増加している。中国の経済特区は行政区単位で開発が進められ、都市・地域開発の側面において大きな成長を遂げたといえる。

現在は、国内の経済特区や工業団地の開発は断片的に減退している様子がみられるものの、海外の経済貿易協力区の開発は政府の多大なる支援のもと、早急に進められている。協力区の開発事業は、中国の商業省が国内の中国企業に対して入札をかけ、受注した企業は最大 3 億元（約 44 億円）の無償資金提供と最大 20 億元（約 293 億円）までの長期融資を国から受けることができる。また、経済貿易協力区の 70 ～ 80% は中国企業が入居することを掲げ、中国籍入居企業に対して移転費の最大 50% 補助、工場建設に係る材料費の輸出入税の還付、中国の銀行から融資を受けた場合は利息を最大で全額還付する、など手厚い財政支援を行っている⁷⁾。その他、中国の多くの省や市も無償資金提供等を行っているため、民間企業はさらに資金提供を受けることが可能である。

なお、経済貿易協力区域内におけるインフラ整備は、区域内のインフラ、つまり域内に配置される各工場等テナントへ供給される上下水道設備や変電所を含む配電設備、造成地、公園や管理施設等が位置するアメニティエリア等については、基本的に中国企業が開発する。他の地域から当該区域まで接続される外部周辺のインフラ、例えば高圧送電線や導水管（容量が不足している場合は浄水施設や発電所を含める）、アクセス道路等は、現地国政府が整備する責任を担っている。マスタープランは中国側で作成し、建設は中国企業が現地国と協力して実施、運営は中国企業と現地国企業が共同で行うことになっている。

5. フィリピンの経済区

(1) 経済特区の概要

1) 経済特区の設立経緯

フィリピンは 1969 年以降、EPZA (Economic Processing Zone Authority) が Eco Zone を設立・管理してきた。1994 年までに 16 の経済区 (Economic Zone: EcoZone) が設立され、内 4 カ所 (Baguio、Battan、Cavite、及び Mactan) は政府が開発した経済区である¹²⁾。しかし、政府に開発・運

表 3 中国の経済特区開発経緯

都市名	経済特区指定前の都市人口 (統計年度)	経済特区指定後の都市人口 (統計年度)
深セン *1	30,000 (1979)	10,470,000 (2011)
珠海 *2	133,000 (1982)	1,567,600 (2011)
汕頭 *3	2,970,000 (1980)	5,290,000 (2011)

出典：*1: Shenzhen Government Online 「Overview」⁹⁾

*2: 珠海市「人口発展」¹⁰⁾

*3: 汕頭市人口統計局「2012 年度人口統計」¹¹⁾

営のノウハウやビジネスセンスに乏しく、事業経験のない政府役人が運営を行うことから、適切なサービス提供ができず、また公共調達のため建設や機材調達に毎回入札手続きが必要なため、効率性の悪さが指摘されてきた。結果、1995 年の PEZA (Philippine Economic Zone Authority) 設立以降、政府直轄の新規経済区開発は中止され、現在 PEZA は民間主導による経済区開発を促進するべく、申請ベースによる EcoZone の認可指定を行っている。また、PEZA 自身がフィリピン全土での EcoZone 運営の高い品質管理を行うべく、政府組織としては唯一 ISO9001:2008 を取得している¹³⁾。

2) 経済区の認可基準

EcoZone の認定においては、申請者が種別の条件（最小面積や首都圏外での立地等）を満たせば、基本的に全て EcoZone として認可し、インセンティブを付与している。EcoZone に認定されるために必要な最小面積は、都心部と郊外で僅差はあるものの、製造業、農産業、観光で 25ha、IT 及びメディカルツーリズムで 1ha、と比較的小さな区画での申請・認可が可能である。また、IT 及びメディカルツーリズムでは、2,000m² 以上の建物を EcoZone Center として申請・認可しインセンティブを付与する事も可能である。主に外国企業とのパートナーシップ又は共同企業体により開発されている¹²⁾。

3) 経済特区域内のインフラ整備

1995 年以前に EPZA 主導で開発された EcoZone は、政府所有の土地を開発し、民間企業へ近隣工業団地に比して安い価格で工場用地をリースしていた。つまり、周辺外部インフラだけではなく、区域内に配置される内部インフラも政府が整備し、企業への土地のリースや維持管理もすべて政府が行った。例えば PEZA 直轄の EcoZone である Cavite Economic Zone の工場用地は、周辺に立地する民間運営の工業団地よりも低いリース料を設定している。敷地内はすべて開発済み、工場用地はほぼ全て入居済みであり、入居は、日本企業と韓国企業が大半を占めている。政府の土地のため、用地販売は行われていない。

1995 年以降に PEZA により許可された EcoZone は、民間事業者が開発計画や具体的な開発資金の目途がたった場合にのみ認定を受けられる制度となっている。一般的に経済特区は政府が区域指定後に開発事業者を探す場合が多く、指定後も開発が一向に進まない事例が少なくないが、フィリピンの EcoZone は基本的にすべての事業が実施される仕組みとなっている。区域内のインフラはすべて開発ディベロッパーならびに入居者が整備するものとし、工業用地の販売・転売も可能となっている。

(2) 現状と今後の開発の方向性

現在 2013 年 6 月時点でフィリピン国内に EcoZone は 289 カ所あり、内 65 カ所が製造業、187 カ所が IT 産業、17 カ所が観光、2 カ所がメディカルツーリズム、18 カ所が農産業となっている¹⁴⁾。フィリピンでは、民間事業者が経済区への申請をし

易いように比較的小さな範囲で経済区を認めるようになっており、また土地の選定も含めて民間からの申請をベースとしているために、政府が戦略的な空間配置をすることが出来ず、現状では大小様々な経済区がマニラ近郊部に集約して存在している。

従来型の製造業・農産加工・観光だけではなく、外国人向け衣料施設の整備推進をするメディカルツーリズム経済区や、リタイアメント庁と協力して退職した外国人高齢者の移住を誘致するリタイアメント経済区の設立も準備されており、今後は経済区の多様化が進むと予測される。

6. ベトナム社会主義共和国の経済区

(1) 経済特区の概要

1) 経済区

ベトナムでは首相令に基づき、現在まで全国で17の経済区が設立され、合計面積は約698,000haを超える。ひとつの区域は10,000haから150,000ha程度と幅があり、いずれも広大な面積を有する。現在これらはすべて臨海部に位置しており、基本的に困難な社会経済状況にある地域を対象に、地形的境界線をもとに指定されてきている。

2) ハイテク区と工業区

経済区と同様に首相令に基づき設定される優遇措置のある開発促進地域として、ハイテク地区がハノイ市、ダナン市、ホーチミン市にそれぞれ存在する。その他、税の優遇措置を始めとする外資誘致へ向けたインセンティブを付与した地域として、工業区（Industrial Zone）がある。近況では、工業区は全64省の内48省において合計135カ所、約28,600ha設立されている。但し、3割以上の工業区は建設中である。

3) 輸出加工区

上記に加え、ベトナム国内には輸出加工区（Export Processing Zone: EPZ）も4カ所存在する。区域内においては、製品を輸出する際の免税、並びに輸入税及び付加価値税が免税されている。ベトナムは従来EPZ内で操業する企業に対して法人税の優遇税率の適用（15年間は10%）をはじめ、関税や付加価値税の免除といった優遇措置をとってきた。しかし、WTO加盟に伴い、国内外資本の格差をなくす観点から、Decree No.122/2011/ND-CPに基づいて、2012年1月1日から法人税の優遇は撤廃されている。なお、基本的な法人税は25%で、ほかのアジア主要国（20%前後）に比べると高く設定されている¹⁵⁾。

(2) 経済区域内のインフラ整備

ベトナムは投資誘致地域として、上記に述べた4種の特別区域（経済区、ハイテク区、工業区、輸出加工区）に加え、2006年9月22日付政令Decree No. 108/ND-CPにおいて、政府の定める社会経済状況が困窮している地域（奨励投資地域）、社会経済状況が特に困窮している地域（特別奨励投資地域）において事業を営む投資家には、優遇措置が適用される。

これら二つの地域と経済区は、開発への需要や実際工業団地の建設に必要な自然条件（造成必要の有無、水源等）や周辺インフラ（浄水場や変電所・発電所、廃棄物処理場、アクセス道路等）の整備状況によらず地区が指定されているため、経済区指定後も域内のインフラ整備は進んでいない。ただし、上記の経済区や政府が指定したハイテク区・工業区といった優遇措置区域以外でも、国家政策の中で外資誘致を推進しているハイテクやIT関連等の比較的付加価値の高い産業については、産業分野別に税を中心とした優遇措置を取っているため、これらを取り扱う工業団地は開発が促進されている。

(3) 現状と今後の開発の方向性

従来、ベトナムは外国投資法と内国投資奨励法の二つがあったが、2006年7月1日よりこの二つに代わり共通投資法と統一企業法が施行された¹⁵⁾。これにより、従来外国投資家に対してのみ付与されていた優遇措置は撤廃され、外国資本による投資、国内資本による投資に関わる「奨励投資分野」及び「奨励投資地域に進出する企業」に対し優遇措置が付与されている。

本変更により、特別区域内外に関わらず分野別に税制インセンティブを受けられるため、経済特区の比較優位性は以前より低くなったと考えられる。

7. まとめと考察

(1) 持続可能な開発と運営

現在、アジアの経済特区の多くは政府主導で区域を指定し開発が進められているが、その内部インフラの開発は民間企業の参画によるところが大きい。一方、経済特区は国家戦略上の政策として位置づけられることから、政府が計画・建設・運営をすべてもしくは大部分を担う場合も存在する。

例として中国の経済特区並びに経済技術開発区があげられる。深センを代表として、その急速で大規模な開発・発展から世界の中でも有数の成功事例として認識されているが、これは主に社会主義における計画経済の「対外開放の窓口」とされる特殊な状況下であったことが大きく影響する。

発展途上国では、現在も外国政府の資金融資等を受けて政府主導で工業団地を建設・運営を検討しているものもある。政府主導の開発では、経済特区の立地や規模、開発時期を政府が決めることができるメリットもあるが、1995年以前のフィリピンの事例からもわかるように、効率的な運営は期待できず、開発の持続可能性は低い。周辺地域に比して規制緩和や優遇税制、立地等において高い優位性がない限り、外資を呼び込み持続可能な運営をすることは難しい。

また、投資家にとって経済特区は税制優遇措置をはじめとする財務インセンティブだけではなく、インフラが良好に整備されていることや、投資手続きが容易であること等の非財務インセンティブが重要である。たとえ高い税制優遇を有しても、水や電

気インフラの整備が不十分であったり、物流アクセス等の周辺環境条件が悪かったりする場合は、外資を呼び込むことは難しい。ベトナムの工業区（主に工業団地）は、三分の一以上が建設段階であるものの、民間主導の場合は著しく開発が進んでいるものが多い。一方で、国家戦略の中で地域格差是正を目的として指定した経済区や社会経済的貧困地域は、より高い税制インセンティブを付与したにも関わらず、大半がインフラ未整備で開発が進んでいない状態である。また中国では、曹妃甸（そうひでん）工業区のように、政府が巨額の初期投資をしたものの、途中で資金が枯渇して開発が頓挫している事例もある。

対して、フィリピンでは多数の民間開発経済区が存在しているが、政府は経済区を管理するにあたり ISO の導入や、各経済区に政府機関（PEZA）の派出所を設けてワンストップサービスを行う等、政府側で制度整備や支援サービスを充実させた上で活発な民間開発事業を推進している。海外からの投資家を引きつけるためには、税の優遇措置や規制緩和だけではなく、海外投資家からの需要に応える周辺基礎インフラや投資関連制度の整備を進め、他国もしくは国内の類似特別区との比較優位性を高めることが重要である。

(2) WTO 加盟前後の経済特区制度の変化

3 カ国を時系列でみると、WTO への加盟年次の前後で経済特区政策が大きく転換されていた。表 4 に WTO 加盟年次を経済特区政策の変更点を示す。

経済特区は、中国やベトナムのような計画経済下において、一部の限定的地域で規制緩和を導入したことで、外国資本を集中的に誘致し、地域開発ならびに自国の産業・工業開発の面から大きな成果をあげてきた。しかし、WTO への加盟を含む貿易の自由化、関税撤廃の動きが進むにつれ、近隣諸国との外資獲得競争の激化や、自国産業保護の必要性が高まってきた。そのような中で、中国は、海外での経済貿易協力区開発を中国政府が自国の開発事業者及び進出企業へ多額の融資や補助金を供与することで推し進めた。ベトナムやフィ

表 4 WTO 加盟年次と経済特区にかかわる政策の変更点

国名	WTO 加盟年次	加盟年前後における経済特区政策の変更
中国	2001	国内産業の海外進出支援、国内産業チェーンの再構築へ向けた経済貿易協力区の開発推進、無償および有償支援
フィリピン	1995	EPZA を廃止して PEZA を設立。政府主導型の工業団地の新規開発を停止し、民間からの申請・認可ベースへ変更。製造業の他、IT やメディカルツーリズム、リタイアメント等の分野を中心とした経済区も新設
ベトナム	2007	外資へ限定した特別優遇税を撤廃し、国内外にかかわらず特定分野（ハイテクやソフトウェア等）への投資を優遇

出典：筆者作成

リピンは民間による特区開発を進めるとともに、IT やハイテク、メディカルツーリズム、リタイアメント等、地区別ではなく産業分野別に重点的な税制優遇・規制緩和措置を取るなど、対応を進めている。このように、対象 3 カ国においては、投資環境の変化に伴って、経済特区により局所的に規制緩和や経済開放、資本経済を導入して外資を誘致する方法から、多様な外資誘致政策を取り入れる方法に変化してきている。

8. 今後の展望と経済特区開発における留意点

新興国企業の海外進出や企業の多国籍化により、豊富な資源や安い労働力を有する開発途上国での経済特区開発は、今後早急に進むことが予想される。かかる状況下で、日系企業の海外進出先を確保するためには、民間資金の活用を基本として、現地国政府と協力し、現地企業との連携のもと、経済特区や工業団地の開発を支援・促進していく必要があると考えられる。これらを踏まえ、本調査で得られた経済特区を開発・整備するうえでの留意点を、以下にまとめる。

- 経済特区の制度構築に携わる場合には、経済特区は国家戦略の中で決定される項目であるため、その国の外資誘致政策や特区の設立目的、優遇措置の検討状況、他の類似特別区との差別化、規制緩和や優遇税制、立地等で周辺諸国との比較優位性等を踏まえたうえで検討する。
- 経済特区が都市・地域の開発戦略に位置付けられる場合は、インフラ計画においても単なる工業団地ではなく、長きに渡り人々の生活や経済活動を支えるための都市基盤整備として、長期的な計画検討が必要である。
- 貿易自由化が進むにつれて、各国は外資誘致へ向け、自国の経済特区開発のみならず、多様な政策を推し進めるようになってきている。
- 政府は、税の優遇のみならず、投資手続きや通関、各種許可を簡素化・迅速化する等の制度整備や支援の拡充を進めることが重要である。
- インフラ開発においては、政府が計画・開発・運営をすべて主導し持続可能な経済特区を設立することは難しい。官民連携により、いかに民間の資金や運営ノウハウを取り込んで開発事業を進められるかが鍵になる。

注釈：経済特区関連事業に関わる具体的な数字は、公になっている資料にもとづいている。但し、開発段階で数字が確定・確認できないものや使用の許可が得られないものに関しては本稿中で取り扱わないこととした。

参考文献

1) Boyenge, J. P. S.: ILO Database on Export Processing Zones, Revised. Geneva, International Labour Organization, 2007

- 2) 築瀬 正人：アジアにおける特区制度 – 税制を中心として、日本税務研究センター、税研 2012 年 7 月号 (No.164)、pp.52-62
- 3) 針生 誠吉・安田 信之 編：中国の開発と法、アジア経済研究所、経済協力シリーズ(法律) 第 165 号、1992 年 12 月 28 日
- 4) 戴 二彪：中国における地域開発戦略の推移と地域間所得格差の動向 (1952-1992)、経済論叢別冊 調査と研究 (京都大学)、12 pp.27-42、1997
- 5) 中華人民共和国商務省：国家級经济技术开发区、<http://www.mofcom.gov.cn/xglj/kaifaqu.shtml>、2013.11.1
- 6) Bhattasali, D. Li, S., Martin, W.: China and the WTO: Accession, Policy Reform, and Poverty Reduction Strategies, The World Bank, pp.191-210, 2004
- 7) Brautigam, D.: African Shenzhen: China's special economic zones in Africa, F. of Modern African Studies, 49, I (2011) , Cambridge University Press, pp.27-54, 2011
- 8) Farole, T. and Akinici, G.: Special Economic Zones: Progress, Emerging Challenges, and Future Directions, The World Bank, 2011
- 9) Shenzhen Government Online: Overview, <http://english.sz.gov.cn/gi/> , 2013.11.1.
- 10) 珠海市：人口発展、http://www.zhuhai.gov.cn/yjzh/mlzh/qhrk/rkfz/201008/t20100818_133825.html、2013.11.1
- 11) 汕頭市人口統計局：2012 年度人口統計、http://www.stjhsy.gov.cn/tjsj_v.asp?id=570、2013.11.1.
- 12) Invest Philippines: PEZA Presentation, <http://www.investphilippines.info/arangkada/wp-content/uploads/2011/07/PEZA-presentation.pdf>, 2013.11.1
- 13) Philippine Economic Zone Authority: Only Government Agency ISO 9001:2008 Certified For All Processes Nationwide, http://www.peza.gov.ph/index.php?option=com_content&view=article&id=160:pezaiso&catid=25:about-peza, 2013.11.1.
- 14) Philippine Economic Zone Authority: Operating Economic Zones,http://www.peza.gov.ph/index.php?option=com_content&view=article&id=116&Itemid=161, 2013.11.1.
- 15) 日本貿易振興機構：ベトナム国 外資に関する省令、http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_03/、2013.11.1